

パイオニアキッズ西野川園の運営についての重要事項に関する規程

発行 平成 28 年 4 月 1 日

1. 施設の目的及び運営の方針
本園は児童福祉法に基づいて乳幼児の保育事業を行うことを目的とする。
2. 提供する特定教育・保育の内容
生きぬく力の土台を培う
本園は、ニュージーランドの保育指針『テ・ファリキ』の考え方を取り入れ、毎日の「遊びと生活」の中で、一人一人にあった方法を実践する。
3. 職員の職種、員数及び職務の内容
園に次の職員を置く。
(1) 園長 1名 (2) 副園長 0～1名 (3) 主任保育士 1名 (4) 保育士 13名 (5) 事務員 0～1名
(6) 栄養士(調理員) 3名 (7) 看護師(保健師) 1名 (8) 嘱託医 1名 (9) 嘱託歯科医 1名
4. 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
本園の休日は次のとおりとする。
(1) 日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日(5月4日)
(2) 12月29日より1月3日まで
保育時間は午前7時から午後6時までの間の11時間を原則として、各家庭の事情に応じて決定する。尚、特別な事情がある場合には、園の開所日のうち午後6時より8時までの延長保育をする。延長保育は、以下延長保育料金午後6時より午後7時までは日額700円(月極3500円) 午後6時から午後8時までは日額2400円(月極12000円)を徴収する。
1号認定子どもについては、教育時間午前9時より午後2時までの5時間を原則とする。一時預かりとして8時49分以前は日額200円(最大2000円)、14時11分以降18時までは日額600円(最大6000円)を徴収する。
5. 支給認定保護者から受領する利用負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額
保育料は狛江市の定めた額とする。
6. 小学校就学前子どもの区分ごとの定員
本園の定員 117 名とする。
保育を必要とする満3歳未満の子ども(3号認定こども) 0歳児9名(生後57日から)、1歳児14名、2歳児18名、保育を必要とする満3歳以上のこども(2号認定こども)3歳児20名、4歳児20名、5歳児20名、保育を必要としない満3歳以上のこども(1号認定こども)3歳児5名、4歳児5名、5歳児5名
2号認定子ども及び3号認定子どもについては、狛江市との利用調整を行うこととする。
1号認定子どもの入園数に応じ、2号認定子ども及び3号認定子どもの利用人数に変更が生じる場合がある。
7. 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
「狛江市保育の実施に関する規則」による保育に欠ける乳児または幼児のうち、本園に入園を希望する場合は、狛江市指定の子ども・子育て支援支給認定申請書兼保育所等入所(転園)申込書(第1号様式。以下「入所(転園)申込書」という。)に必要な書類を添えて、市長に申込みしなければならない。
本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、狛江市が入所希望者全員に亘り「狛江市保育の実施に関する規則」に沿ってその選考を行い入所者を決定するものとする。
現に在園中の児童が「狛江市保育の実施に関する規則」に該当するときは、保育の実施を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。
本園への入園を希望する1号認定子どもについては、指定する期間において本園が求める書類等を提出することにより、本園に入園を申し込むものとする。
8. 緊急時等における対応方法
特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。
9. 非常災害対策
園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回入園児童及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。
10. 虐待防止のための措置に関する事項
本園は、乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市に報告する。
11. 前各号にかかげるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
この規程にかかげるもののほか、保育園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。